平成２１年（再ロ）第１５号
北海道千歳市自由ケ丘１丁目10番３号
再生債務者　黒田　和人
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年２月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月22日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再イ）第１７５号
埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢860番地７
こぶし201号
再生債務者　佐藤　恒雄
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年２月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月22日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（再イ）第５７号
富山市上飯野35番地８
再生債務者　前川　武雄
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年２月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月22日　富山地方裁判所

平成２１年（再イ）第５６号
長野県松本市南原２丁目12番Ｂ―605号　県営住宅笹部弥生団地、前住所長野県松本市南原１丁目22番５号　エルディム東横Ｂ205号
再生債務者　植原　　稔
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年２月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月22日　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（再イ）第４４号
愛知県豊橋市花田町字百北203番地
再生債務者　平松　安彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年２月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月22日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（再イ）第２号
京都府舞鶴市字伊佐津700番地９―601号
再生債務者　宮部　元博
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年２月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月22日　京都地方裁判所舞鶴支部

平成２１年（再イ）第１５４号
大阪府和泉市上代町776番地の１―1009
再生債務者　笠原　通孝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年２月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月22日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２１年（再イ）第６５号
熊本県阿蘇郡西原村大字布田1241番地３
再生債務者　沖　　繁
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年２月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月22日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（再イ）第６７号
熊本市良町１丁目３番20号
再生債務者　東　正一郎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年２月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月22日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（再イ）第４９号
鹿児島市谷山中央７丁目16番10―105号
再生債務者　登立　　茂
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年２月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月22日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２１年（再イ）第５０号
鹿児島市小松原２丁目29番13号
再生債務者　中村　公一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年２月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月22日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２１年（再イ）第５４号
鹿児島市皇徳寺台２丁目４番21―44号
再生債務者　江藤　奈央
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年２月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月22日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

計量法第143条第１項の規定に基づく登録の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第231号

計量法（平成４年法律第51号）第143条第１項の規定に基づき登録を行ったので、同法第159条第１項第21号の規定に基づき公告する。

平成22年３月５日　　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　安井　　至

（平成22年２月４日登録分）

登録番号	登録を受けた者の名称及び所在地	計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地	登録に係る区分	校正手法の区分の呼称
0177	有限会社三協エンジニアリング 神奈川県川崎市宮前区平四丁目13番３号	有限会社三協エンジニアリング 神奈川県川崎市宮前区平四丁目13番３号	質量	はかり
0252	愛知県はかり工業協同組合 名古屋市中村区名駅南二丁目13番13号	愛知県はかり工業協同組合　質量校正センター 愛知県半田市東郷町四丁目103番地１	質量	はかり
0253	三和屋計器株式会社 高知県高知市稲荷町３番６号	三和屋計器株式会社校正室 高知県高知市稲荷町３番６号	質量	はかり

公示送達

石井　一昌氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程第13条第３項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した平成22年３月５日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀委員会平成21年綱第436号異議申出事案の決定通知及び決定書謄本

平成22年３月５日　　日本弁護士連合会